

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき 講ずべき措置について(概要)

資料3 - 3

種の保存法の概要

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、希少野生動植物種の捕獲等及び譲渡し等の禁止、生息地等の保護、及び保護増殖事業の実施等の措置を講ずるもの。

背景

3,596種が絶滅危惧種となっており、種の保存法の指定種を増加することが必要。しかし、二次的自然に分布する種は、指定に伴う捕獲等・譲渡し等の規制が、調査研究や環境教育等の推進に支障を及ぼすため、現行の規制対象種とするには問題がある場合もある。



←汽水・淡水魚類

チョウ類→



←両生類
写真提供: 自然環境研究センター

野生動植物種の生息・生育状況の悪化に伴い、生息域外における積極的な保護増殖が必要な種は増大の一途。政府の力だけで実施していくことは限界があることから、関連団体等と密接に連携し、取組を促進していくことが不可欠。

国際希少野生動植物種は、高額で取引されているものが多い。商業目的で繁殖させた個体等については、登録した上で登録票とあわせて譲渡し等を行うことができるが、登録票の返納数が少なく、未返納の登録票を違法に入手した別の個体の登録票として、不正に利用した事件も発生。



例) スローロリス
写真提供: 自然環境研究センター

講ずべき措置の概要

- (1) 商業目的での業者による大量捕獲等のみを抑制することができる制度改正等を検討する必要がある。
二次的自然に分布する昆虫類、魚類、両生類等を想定 →
✓ 大量捕獲等の抑制による希少種の保全
✓ 保護増殖事業や生息地等保護区による保全
- (2) 希少野生動植物種の生息域外保全等を行う動植物園等についての認定制度を創設し、積極的な連携を図るとともに、取組を支援することを検討する必要がある。
- (3) 国際希少野生動植物種の生体について、登録票の有効期限を設定するとともに、実務上可能かつ必要な種について、個体識別措置の導入を検討する必要がある。
- (4) その他、多様な主体による効果的な保全対策の実施、適切な登録業務の更なる推進、戦略的な絶滅危惧種保全の推進、科学的な絶滅危惧種保全の推進等のために、必要な措置を記載。

我が国の野生生物の保護と管理の一層の推進

我が国に分布する絶滅危惧種保全の推進

現状と課題

レッドリストでは、3,596種の絶滅危惧種が選定されているが、種の保存法の国内希少野生動植物種は175種に留まっている。

平成25年改正時の附帯決議において、2020年までに300種の新規指定を目指すこととされている(現在、86種を追加指定済み)。

多くの絶滅危惧種が二次的自然に依存しているが、人口減少等に伴い、自然に対する働きかけが縮小。生息環境等の維持が課題。

二次的自然に分布する一部の種については、高額取引等を背景として業者等による大量捕獲の危機にさらされている。また、積極的に保全対象とし、人の働きかけを維持するための支援等が必要。

しかし、指定に伴う規制が調査研究や環境教育等に支障を及ぼすため、現行の規制対象種とすることには問題がある場合もある。

増殖率が高く環境の改善により速やかに回復が見込まれる種については、捕獲等及び譲渡し等の規制が重要ではない場合がある。



ため池



昆虫類

講ずべき措置の概要

< 現行の国内希少野生動植物種 >

学術研究、繁殖、教育等の目的で許可を受けた場合を除き、捕獲等及び譲渡し等は原則として禁止。

捕獲・採取・損傷

販売・交換

< 講ずべき措置 >

商業目的での業者による大量捕獲等のみを抑制することができる制度改正等を検討。

販売
大量捕獲

自己用
少数捕獲



二次的自然に分布する種も積極的に保全対象とする

- ✓ 大量捕獲等の抑制による希少種の保全
- ✓ 保護増殖事業の実施や生息地等保護区の指定による保全

動植物園等と連携した生息域外保全等の推進

現状と課題

ツシマヤマネコ、トキ、ムニンノボタン等の一部の種は、動植物園等の協力を得て生息域外保全や野生復帰の取組を実施。

動植物園等の種の保存等に対する役割を認める制度は存在せず、生息域外保全等の取組は、依然として各動植物園等の自主努力に委ねられており、取組の継続や更なる発展が課題。

動植物園等の間で、繁殖等のために個体を移動する際には、譲渡し等の許可手続きが必要であり、手続きの緩和が必要。

野生動植物種の生息状況等の悪化に伴い、生息域外保全が必要な種の数が増大の一途。今後、生息域外保全を政府の力だけで実施することは限界があることから、関連団体等と密接に連携し、取組を促進していくことが不可欠。



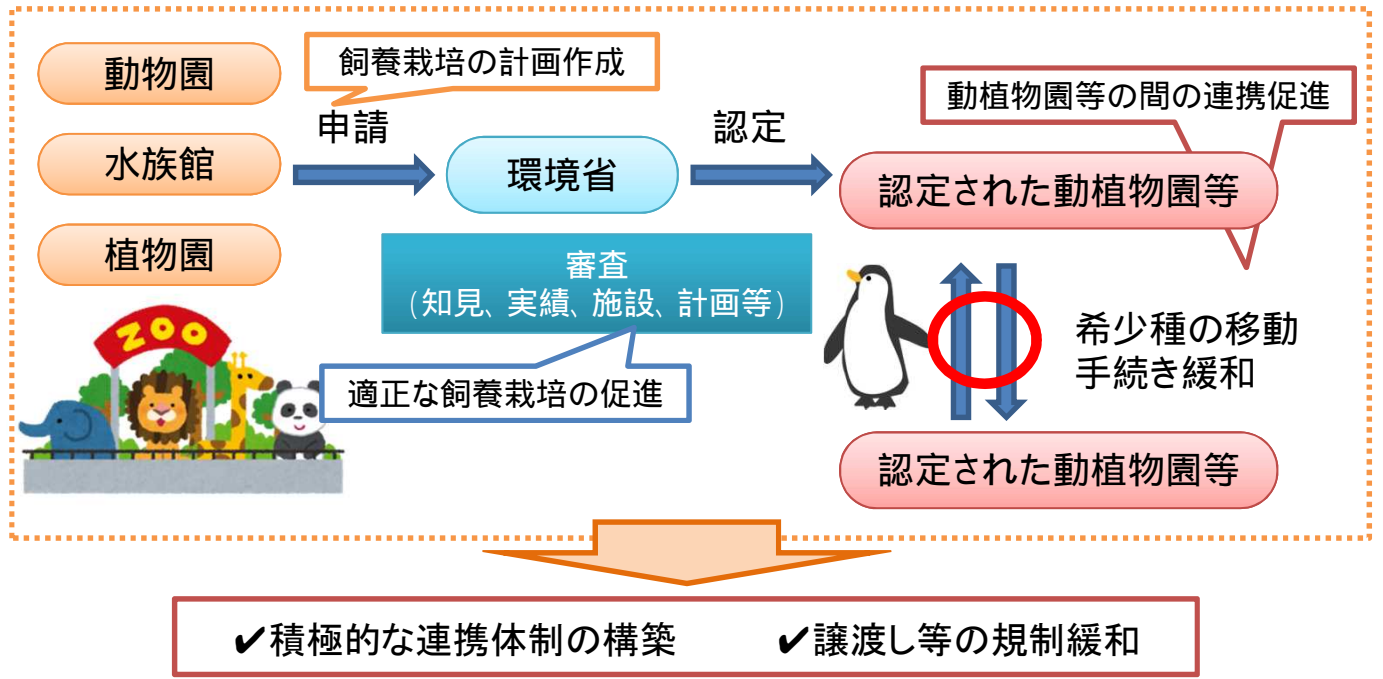
ツシマヤマネコ



ムニンノボタン

講ずべき措置の概要

適切な施設及び能力を有する動植物園等を認定する制度を創設。計画の策定を通じて、積極的な連携を図るとともに、譲渡し等の規制緩和等を通じて、生息域外保全を更に推進。



生息域外保全や普及啓発等のより一層の促進

国際希少野生動植物種の流通管理強化

現状と課題

国際希少野生動植物種は、その希少性から高額で取引されているものが多い。

適法に輸入された個体等については、登録した上で、登録票とあわせて譲渡し等を行うことができる。

登録されている個体等を占有しなくなった場合等は、登録票の返納が義務づけられているが、生きている個体について、個体が死亡しても返納しない場合が少なくないと推察。

未返納の登録票を違法に入手した別の個体の登録票として不正に利用した事件も発生。



スローロリス
写真提供: 自然環境研究センター



オオバタン
写真提供: 自然環境研究センター

講ずべき措置の概要

現行の登録制度

登録の要件

適法に輸入された個体
日本国内で繁殖した個体 など

申請

登録機関



マダガスカルホシガメ
写真提供: 自然環境研究センター

以後、登録票とともに移動

個体と登録票は1対1対応



登録票

新たに有効期限を設定(生きている個体)
個体識別措置を導入(可能かつ必要な種)

一定期間で失効



- ✓ 一定の期間で失効させ、不正な流用を防止
- ✓ 登録票と登録個体の対応関係を強化



マイクロチップ

国際希少野生動植物種の流通管理の強化